

労政ちば

No. 5 4 5
冬号
2012年度

～ INDEX ～

- 1 「高年齢者雇用安定法の改正」及び「障害者法定雇用率の改定」
- 2 千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正
- 3 個別労働関係紛争解決制度のご案内
- 4 平均賃金と最低賃金について
- 5 第44期千葉県労働委員会委員が任命されました
工業統計調査を実施します
- 6 始めてみよう！ワーク・ライフ・バランス⑧
- 7 ポジティブ・アクションに取り組みましょう！
- 8 千葉県立高等技術専門校について
ちば企業人スキルアップセミナー
- 9 県内に広がるシルバーパワー！！
- 10 高年齢者に対する就職支援事業
- 11 ポリテクセンター千葉が行う講習会のご案内

無料労働相談会のお知らせ

千葉県労働委員会では、労働委員会の委員による「無料労働相談会」を開催します。労働問題に関する知識・経験が豊かな委員が、労使紛争の予防や問題の解決に向けて、アドバイスします。

事前予約制、秘密は厳守します。

申込、詳細は、下記労働委員会事務局にお問い合わせください。

◆無料労働相談会

- ・日 時：平成25年2月16日（土）
午後1時～5時
- ・会 場：船橋フェイスビル 5階
（JR船橋駅前・京成船橋駅直結）URL：<http://www.f-face.jp/index.html>
- ・対象者：労働組合・労働者・使用者

◆お問い合わせ

【労働委員会事務局審査調整課】

電 話 043-223-3735

F a x . 043-201-0606 /Mail. chiroi2@mz.pref.chiba.lg.jp

(事業主・労働者の方へ)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する**指針の策定**

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

この記事に関する
お問い合わせ先

【千葉労働局 職業安定部 職業対策課】

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

電話 043-221-4392

番号	2	標題	千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正
----	---	----	--------------------

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記の7業種の産業の事業場で働く労働者に適用される特定最低賃金が下記のとおりとなります。発効日からは改正後の最低賃金額以上の賃金としなければなりません。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	756	24.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く)	817	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	857	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	833	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキ ングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及び これらの産業において管 理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)	836	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操 作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工 業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴 あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別 の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業、医療 用機械器具・医療用品製造 業、光学機械器具・レンズ 製造業、時計・同部分品製 造業、眼鏡製造業	819	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又 は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を 用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付け の業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各 種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格 上いずれが主たる販売商 品であるかが判別できな い事業所)	795	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	自動車(新車)小売業	827	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ

※「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」の中には特定最低賃金が適用されない業種が複数ありますので、詳しくは千葉労働局賃金室までお尋ね下さい。

この記事に関する お問い合わせ先	<p>【千葉労働局 労働基準部 賃金室】 〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 電話 043-221-2328</p>
---------------------	--

職場のトラブル解決 サポートします

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、解雇・雇止め・賃下げ・いじめなど、労働関係について個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しています。

こうした個別労働関係紛争の未然の防止と、職場慣行を踏まえた円滑・迅速な解決を図ることを目的として、千葉労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の解決援助サービスを行っております。

利用は無料です。労働関係をめぐるトラブルでお困りの方は、是非一度ご相談ください。

1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応

総合労働相談コーナーでは、労働者又は事業主の方からの相談・問い合わせに対し、専門の相談員が電話又は面談により対応します。

総合労働相談コーナーは、千葉駅前総合労働相談コーナー（所在地：千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル4F フリーダイヤル：0120-250650）のほか、千葉労働局・千葉県内の労働基準監督署にあります。

2 労働局長の助言・指導

個別労働紛争に関して、紛争当事者からの申し出を受けた場合、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、発生した紛争の自主的な解決の促進を図るため、労働局から紛争当事者に対し、必要な助言を行います。

3 紛争調整委員会によるあっせん

個別労働紛争に関して、紛争当事者からの申請により、紛争当事者の間に学識経験者が入り、当事者双方の主張の要点を確かめ、話し合いによる円満な解決に向けての和解をあっせんするものです。

解決事例（労働局長の助言・指導）

申出人は、採用後、教育訓練を受けていたところ、社内指導員から暴言を受けたことにより、通院治療及び休職を余儀なくされ、このような職場環境に納得がいかないとのことで、労働局長の助言・指導の申出が行われた。そこで、会社の責任者に対し、紛争の解決のため助言したところ、当該責任者は、申出人と話し合いの上対処することを約束し、その後、当事者の話し合いが行われた結果、会社から謝罪が行われ、解決するに至った。

【制度の詳細】千葉労働局ホームページをご参照下さい。

http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou/hourei_seido/kobetu.html

この記事に関する
お問い合わせ先

【千葉労働局 総務部 企画室】

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

電話 043-221-2303

Q. 平均賃金を計算する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか？

A.

- 平均賃金は、①解雇予告手当、②使用者の責めに帰すべき場合に支給する休業手当、③災害補償、④減給の制裁の限度額、⑤年次有給休暇の日に支払われる賃金(定められている場合)の計算の際に使用されます。これらの手当等は労働者の生活を保障するものであり、その計算の基礎となる平均賃金は、労働者の実際の賃金をありのままに算定することが基本です。
- 平均賃金については労働基準法12条で、算定すべき事由が発生した日以前(賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日)の労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいうと規定し、その計算方法を定めています。(臨時に支払われる賃金やボーナス等は除外)

$$\text{平均賃金の計算式} = \text{3ヶ月間の総賃金} \div \text{3ヶ月間の総日数(暦日数)}$$

なお、上記は原則であり、賃金が日額や出来高給で決められ労働日数が少ない場合、総額を労働日数で除した6割に当たる額が上記計算式より高い場合は、その額が適用されます。(最低保障額)

また、計算対象となる3ヶ月間に次の期間がある場合には、その期間と賃金をそれぞれから控除することも規定しています。

- ①業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ②産前産後の休暇を法律の規定に従い休業した期間
- ③使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間
- ④育児・介護休業法による休業期間
- ⑤試みの使用期間(試用期間)

Q. 最低賃金はどのように定められているのでしょうか？

A.

- 最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。なお、最低賃金は、通常の賃金ですので、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④時間外勤務手当、⑤休日出勤手当、⑥深夜勤務手当、⑦賞与及び臨時の賃金は含まれていません。
- 最低賃金の種類とその適用範囲は、次のとおりとなっています。

① 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、千葉県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用(平成24年10月1日から756円)されます。

② 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません)。また、①と②両方該当する場合は、高い最低賃金が適用されます。なお、派遣労働者には、派遣先事業所が所在する都道府県の最低賃金が適用されますので、派遣先の最低賃金を把握しておく必要があります。

この記事に関する
お問い合わせ先

【千葉県労働相談センター】

電話 043-223-2744

番号	5	標題	第44期千葉県労働委員会委員が任命されました
----	---	----	------------------------

平成24年7月20日付けで、第44期千葉県労働委員会委員が知事から任命されました。委員は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）、使用者を代表する者（使用者委員）の各5名ずつ、計15名で構成されています。

あっせん申請や不当労働行為の救済申立てがあった場合などに、公正・中立な第三者として問題解決のお手伝いをいたします。

◎会長○会長代理

	氏名	現職
公益委員	◎竹澤 京平	弁護士
	○島崎 克美	弁護士
	松田 忠三	千葉大学名誉教授
	金原 恭子	千葉大学大学院教授
	村上 典子	弁護士
労働者委員	芝崎 琢巳	キッコーマン労働組合中央執行委員長
	黒河 悟	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
	本原 康雄	千葉県労働組合連合会事務局長
	鈴木 洋	NTT労働組合東関東総支部執行委員長
	横田 泰文	UAゼンセン千葉県支部長
使用者委員	花澤 和一	(社)千葉県経営者協会専務理事
	西村 美和子	(有)ヒルクレスト代表取締役
	金田 榮弘	JFE東日本ジーエス(株)顧問
	中台 守親	千葉交通(株)代表取締役
	熱田 正之	元(株)千葉興業銀行常任監査役

番号	5	標題	工業統計調査を実施します
----	---	----	--------------

工業統計調査へのご回答を！

経済産業省では、平成24年12月31日現在で「工業統計調査」を県、市区町村を通じて実施します。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

12月中旬から1月にかけて調査員が「調査員証」を携行してお伺いしますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

- ◆対象 製造業を営む事業所
- ◆調査内容 従業者数、製造品出荷額、在庫額、原材料使用額など

【平成24年工業統計調査の実施について 千葉県庁HP】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/oshirase/index.html>



経済産業省・千葉県・市区町村

この記事に関するお問い合わせ先	【千葉県 総合企画部 統計課 工業班】 電話 043-223-2226
-----------------	--

ワーク・ライフ・バランスの推進には、経営者のリーダーシップが不可欠ですが、経営者が一方的に進めるのではなく、会社が抱える課題について従業員も同じ認識を持っていることが大切です。そこで、「仕事の進め方の効率化」に取り組む企業向けに、内閣府で作成した「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた3つの心構えと10の実践」についてご紹介します。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた
「3つの心構え」と「10の実践」
 ～仕事を効率化して、めりはりワークを実現しよう～

◆3つの心構え

- ① 本気！
 ☞「ワーク・ライフ・バランス実現のために、仕事を効率化して、労働時間を削減する！」
 ☞この実現に向け、全員が「本気」で徹底的に取り組む。
- ② 前向き！
 ☞「やらされ感」ではなく、全員が納得した上で、「仕事の効率化」に前向きに取り組む。
 ☞納得できないことがあれば、一度立ち止まって、みんなで話し合う。
- ③ 全員参加！
 ☞「自分だけは例外」を許さない。「忙しい」を言い訳にしない。
 ☞すべての仕事で効率化に取り組み、全員のワーク・ライフ・バランスを実現する。

◆10の実践

- ① 会議のムダ取り
 ☞会議の目的やゴールを明確にする。参加メンバーや開催時間を見直す。必ず結論を出す。
- ② 社内資料の削減
 ☞事前に社内資料の作成基準を明確にして、必要以上の資料の作成を抑制する。
- ③ 書類を整理整頓する
 ☞キャビネットやデスクの整理整頓を行い、書類を探すための時間を削減する。
- ④ 標準化・マニュアル化
 ☞「人に仕事がつく」スタイルを改め、業務を可能な限り標準化、マニュアル化する。
- ⑤ 労働時間を適切に管理
 ☞上司は部下の仕事と労働時間を把握し、部下も仕事の進捗報告をしっかり行う。
- ⑥ 業務分担の適正化
 ☞業務の流れを分析した上で、業務分担の適正化を図る。
- ⑦ 担当以外の業務を知る
 ☞周りの人が担当している業務を知り、業務負荷が高いときに助け合える環境をつくる。
- ⑧ スケジュールの共有化
 ☞時間管理ツールを用いてスケジュールの共有を図り、お互いの業務効率化に協力する。
- ⑨ 「がんばるタイム」の設定
 ☞自分の業務や職場内での議論、コミュニケーションに集中できる時間をつくる。
- ⑩ 仕事の効率化策の共有
 ☞研修などを開催して、効率的な仕事の進め方を共有する。

メリハリのある働き方の実現のためには、①「仕事の進め方の効率化」、②「動機付け・意識改革」、③「制度改革」の3つのサイクルをまわしていく必要があります。
 自社に合ったワーク・ライフ・バランスの取組の参考として、検討してみましょう！

・詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。⇒ <http://www.cao.go.jp/wlb/research.html>

この記事に関する お問い合わせ先	【千葉県 商工労働部 雇用労働課 労働政策室 労働環境班】 電話 043-223-2743 F a x . 043-221-1180 E-Mail koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp
---------------------	--



女性の活躍状況をポジティブ・アクション ポータルサイトに登録しましょう

女性の職場での活躍促進のためには、①女性の採用拡大、②女性の職域拡大、③女性管理職の増加、④男女の役割分担意識の解消、⑤仕事と家庭の両立等のポジティブ・アクションの取組が重要です。

国では今、女性の活躍促進の気運を高めるため、各企業での「女性の活躍状況の「見える化」(情報開示)」を強力に進めています。「見える化」推進のため厚生労働省ではポジティブ・アクションポータルサイト(1.ポジティブ・アクション応援サイト、2.女性の活躍推進宣言コーナー)の運用も行っています。

貴社での女性の活躍状況、活躍促進のための取組を是非、ポジティブ・アクションポータルサイトにご登録下さい。登録により「女性が活躍しやすい企業」であることを広くアピールでき、意欲ある優秀な人材の確保につながります。

◇ 厚生労働省 ポジティブ・アクション ポータルサイト ◇

URL : <http://www.positiveaction.jp/>

1. ポジティブ・アクション応援サイト (登録数 749 社…うち千葉企業 13 社※)

URL: <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

全国の様々な企業が実際に取り組んでいるポジティブ・アクションの取組事例を業種や規模別に実名で紹介しています。

例えば、以下のような取組が紹介されています・・・

- ★ 会社案内や自社 HP で女性の活躍状況を積極的に紹介
- ★ 女性を初めて配置する場合には教育訓練を実施
- ★ 女性の少ない営業部門における女性プロジェクトの立ち上げ
- ★ 昇進・資格試験の受験を女性に奨励 等

2. 女性の活躍推進宣言コーナー (登録数 80 社…うち千葉企業 2 社※)

URL:<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

経営トップに自社の女性活躍推進のための取組方針(女性の採用拡大、女性の職域拡大、女性の管理職の増加等)について宣言いただくコーナーです。

※1、2で記載の登録数は、平成 24 年 12 月 3 日時点の数字です。

この記事に関する
お問い合わせ先

【千葉労働局 雇用均等室】

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階

電話 043-221-2307

◎千葉県立高等技術専門校について

千葉県立高等技術専門校では、下記一覧のとおり各分野の将来を担う人材育成に取り組んでいます。入校生としては主に高卒の方を受け入れており、各分野で必要となる各種資格や、現場で作業に携わるための基礎的な技能を習得し、県内各企業への就職を目標に、日々訓練に取り組んでいます。詳しい訓練内容や、求人に関するお問い合わせについては、直接各高等技術専門校までお問い合わせください。

市原高等技術専門校 《TEL 0436-22-0403》	自動車整備科・電気工事科・プラント保全科・塗装科 ・ビルメンテナンス科
船橋高等技術専門校 《TEL 047-433-2790》	メカニカルエンジニア科・システム設計科・冷凍空調設備科 ・金属加工科
我孫子高等技術専門校 《TEL 04-7184-6411》	NC機械加工科・造園科・事務実務科（知的障害のある方対象）
旭高等技術専門校 《TEL 0479-62-2508》	自動車整備科・NC機械加工科
東金高等技術専門校 《TEL 0475-52-3148》	ディスプレイ科・建築科・左官技術科
障害者高等技術専門校 《TEL 043-291-7744》	DTP・Web デザイン・福祉住環境デザイン・PC ビジネス ・職域開拓・基礎実務・短期実務 （身体・精神・知的障害のある方を対象）

◎ちば企業人スキルアップセミナー

千葉県では、企業等に在職中の方を対象に、スキルアップのための短期の集中訓練「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。今年度にお申込み可能なメニュー型のセミナーは以下のとおりです。ぜひ御自身のスキルアップに御活用ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

セミナー名	開催日	申込期間	定員	受講料 テキスト代
技能検定 冷凍空調機器施工 受検対策（実技）コース	1/31(木)・2/1(金)	1/9(水)まで	10名	3,000円 不要
造園のためのJw_cad 基礎コース	2/21(木)・22(金)	12/21(金)～1/30(水)	10名	3,000円 不要
技能検定2級 金属プレス加工 受検対策（学科）コース	3/5(火)・6(水)	1/4(金)～2/12(火)	10名	3,000円 不要

※受講料、テキスト代は自己負担。

平成25年4月以降実施するセミナーについては、3月に千葉県商工労働部産業人材課のホームページ内「ちば企業人スキルアップセミナーのご案内」にて情報を掲載予定です。

また、企業の皆様が現場で必要とする内容に対応するため、御要望に応じて設定するオーダーメイド型の訓練も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【ちば企業人スキルアップセミナーのご案内HP】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/index.html>

この記事に関する
お問い合わせ先

【千葉県 商工労働部 産業人材課 職業能力開発班】

電話 043-223-2754

Fax 043-221-3730

MailAD syokuno001@mz.pref.chiba.lg.jp

シルバー人材センターは、ともに働く高齢者の拠点です

地域の高齢者が、長年培った知識・経験・技能を活かし自主的にその生活している地域を単位に連帯して、ともに働き、ともに助け合っていくことを目指す「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、しいては地域社会活性化につなげていきます。

また、働く意欲と能力を持った高齢者であれば、だれにでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

県内シルバー人材センターは、事業を開始して以来33年の間に各地域のシルバー人材センターが順次設立されてきた。現在では県内46団体、約2万5千人の会員がそれぞれの地域で、生き生きと活動しています。

【シルバーではいろいろなお仕事をお引受いたします！！】

一般労働者派遣事業
(指揮命令を受けながら就業する仕事)

請負・委任での仕事
(指揮命令を受けずに就業する仕事)

- ・事務整理群
 - 一般事務
 - 書類・伝票整理
 - 受付事務
 - 発送事務
 - パソコン等
- ・一般作業群
 - 商品の品出し等
- ・技術群
 - 運転業務等
- ・サービス群
 - 保育補助等 etc.



- ・技能群
 - 植木の選定
 - 襖・障子張り
 - 塗装 大工等
- ・一作業群
 - 屋内外清掃
 - 除草作業等
- ・サービス群
 - 家事手伝い
 - 留守番 子守
 - 封入作業等 etc.



- ・管理群
 - 駐車場・駐輪場の管理
 - ビルの管理 施設管理 倉庫管理等
- ・折衝・外交群
 - 配達 集金 店番 営業 外交
 - パンフレット・チラシの配布 検針等
- ・技術群
 - 家庭教師 補習教室 経理
 - その他技術を要する仕事 etc.



この記事に関する
お問い合わせ先

【公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会】

電話 043-227-5112

Fax 043-227-5197

MailAD chibaren@sjc.ne.jp

講習会にて技能を身に付けた高齢者

続々と雇用・就業に結び就く！！

雇用・就業を目指す高齢者を対象に、技能講習会と合同面接会やマッチング等を一体的に行う就職支援事業（シニアワークプログラム地域事業）を実施しております。

平成24年度講習会終了生は、合同面接会により「介護施設における職員支援」「警備員」「マンション管理員」「子育て支援員」として雇用・就業に結びついております。

今後も「合同面接会」「個別相談」「求人情報の提供」「マッチング」を実施いたします。

★合同面接会開催予定日★

名称 「子育て支援職等合同面接会」

開催日 平成25年1月15日（火）

場所 船橋公共職業安定所

参加者 チャイルドヘルパー養成講習修了生

働きたい方の初めてのパソコン講習修了生

担当者 雇用・就業確保推進員 原、山本

★求人情報にてマッチング★

随時実施しておりますので、高齢者に対する求人をお待ちしております。

担当者 雇用・就業確保推進員 本多、平田、島村

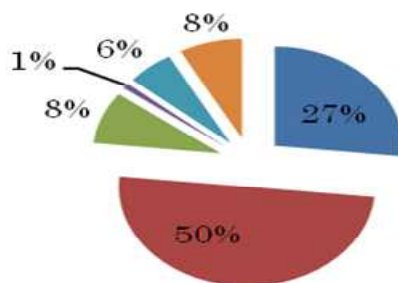
★個別相談★

随時実施しておりますので、求職・求人の相談をお待ちしております。

担当者 キャリアコンサルタント 小川

前年度実績

■就職（常用） ■就職（パート） ■就職（臨時）
■起業（自営） ■就業（就業） ■就業（入会）



この記事に関する
お問い合わせ先

【公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会】

電話 043-227-5112

Fax 043-227-5197

MailAD chibaren@sjc.ne.jp

番号 11 標題 ポリテクセンター千葉が行う講習会のご案内

ポリテクセンター千葉（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉職業能力開発促進センター）では国が実施する公共職業訓練の位置づけで、在職労働者の人材育成・スキルアップを目的として、特に“ものづくり”に関連する講習会（能力開発セミナー）を実施しております。

「労政ちば」をご覧の事業主の方に、今年度末までに開講予定のセミナーの一部をご紹介します。ここで紹介した以外にも様々なセミナーを実施しております。パンフレットもごさいますので、ご希望の方は下記までお問い合わせください。また、下記のホームページでもセミナーの紹介を行っております。社員教育の一環としてのご利用をご検討ください。

コース番号	訓練分野	コース名及び概要	日程	定員	受講料
M2002	機械	マシニングセンタ実践技術(プログラミング編)	1/22 ~24	10	15,500円
		マシニングセンタによる各種工具による加工に必要なプログラミングの知識と技能を習得します			
E3602	情報	ディレクトリサービスを活用したネットワーク運用実践	1/23, 24	10	11,500円
		ActiveDirectoryの導入から運用・管理手法を実習を通して学び、ネットワークリソースの一元管理による効率的なネットワーク運用技術を習得します			
E3202	情報	クラウドと連携するAndroidアプリケーションプログラミング実践技術 Google API(Map API)を備えたクラウド系システム構築を学び、Android端末からのアクセスを想定したアプリケーション作成のための知識と技能を習得します	2/5~7	10	13,500円
W0701	金属	中・高炭素鋼、特殊鋼の溶接技術	2/6~8	10	15,000円
		中・高炭素鋼、特殊鋼など難溶接材料の溶接施工管理を学び、実際に起こりうる問題点を把握し、解決するために必要な知識と技能を習得します			
E1102	制御	SFCによるPLC制御技術(三菱FX編)	2/13, 14	10	10,000円
		PLCによる機械制御において、世界標準規格で定義されたプログラミング言語の一つであるSFCを使ったチャートによるプログラミングを行う技術を習得します			
E1603	制御	FAシステムのためのアナログ電子回路技術	2/18, 19	10	10,000円
		生産設備に使われている温度センサ素子、光センサ素子など各種センサ素子とPLCとのインタフェースの回路設計技術を習得します			
M2102	機械	マシニングセンタ実践技術(加工・段取り編)	2/19 ~21	10	16,000円
		マシニングセンタによる加工において、効率的な加工を行うために必要な加工方法や段取りに関する知識と技能を習得します			
M2402	機械	ノギス・マイクロメータなど長さ測定器における精密測定ノウハウ	2/26 ~28	8	16,500円
		ノギス・マイクロメータ・ダイヤルゲージなど代表的な長さ測定器の正しい取り扱い方などを学び、信頼性の高い測定をするために必要な知識や技能を習得します			
E0104	制御	有接点シーケンス制御配線設計技術	3/5,,6	10	10,000円
		リレーを用いたシーケンス制御回路の設計及び配線方法を実習を通して学び、シーケンス制御回路の設計・保守管理に必要な知識や技能を習得します			
M0801	機械	3次元CADモデリング技術(アセンブリ:CATIA編)	3/5,6	10	10,000円
		3次元CAD(CATIA)による組立図の作成方法について習得します			

なお、当センターでは、上記のようにあらかじめ設定したセミナー以外に、事業主または事業主団体の方々からの教育訓練のご要望に応じた日程やカリキュラムをご提案するオーダーメイド型の能力開発セミナー並びにその他の研修を承っております。

他にも、業務に必要な技能・技術についてのご相談も併せて対応いたしますので、社員の方の教育訓練やスキルアップに関してお悩みの事業主の方は下記までお気軽にご相談ください。

■ ホームページはこちらになります URL : <http://www3.jeed.or.jp/chiba/poly>

この記事に関する
お問い合わせ先

【ポリテクセンター千葉（千葉職業能力開発促進センター）】
訓練第二課 電話 043-422-4622
Fax. 043-304-2132